

○委員長（鈴木庄市）

再開いたします。

午後 3 時 5 0 分

○委員長（鈴木庄市）

ただいまから、保健福祉部の質疑に入ります。

本日の委員会には各課の主幹の方が出席しておりますが、発言のある場合は挙手の上、私から指名がありましたらマイクのスイッチを入れ、課名と名前をお願いいたします。また、答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、保健福祉部、福祉課、保険健康課に属する部分の質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般について行います。質疑をどうぞ。

菊川委員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。

31 ページのところで、児童福祉費補助金のところでお伺いいたします。1 番の民間保育所運営費補助金のところです。

ここで金額が 1, 925 万 2, 000 円となっていますけれども、歳出のところでは 3, 850 万 5, 000 円という形で、ちょっと差異を感じるのですが、歳入と歳出でかなり金額が違いますけれども、補助金の内訳、どこまでがこの項目に該当するのか、歳出のところ、95 ページのところでお伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

民間保育所運営費につきましては、一応、県単独の 2 分の 1 の補助の事業でございます。ちなみに、これは神奈川県独自のもので、保育士の人数をプラスして配置をしているというのに対して出るもので、歳出で出す金額につきましては 3, 850 万 5, 000 円で、それに対して 2 分の 1 補助で 1, 925 万 2, 000 円となっています。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1 番（菊川敬人）

2 分の 1 ということで、わかりました。

それでは、95 ページの一番下のところなのですが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金とありますが、538 万円。これは、たしか新規事業というようなことであると思うのですが、内容について、どういうことかをお聞かせください。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

これにつきましては、急遽、国の24年度補正予算で安心子ども基金の積み増しが行われまして、それに対して保育士確保策の一環として処遇改善というようなことで、この金額につきましては国、県からの指示によりまして策定をしております、どちらにしても、内容としましては、これは選択なのですけれども、保育士さんの給与あるいは賞与についてプラスしてくださいよというようなことで、今の県から来ている指示によりますと、主任保育士につきまして月額1万円、保育士について月額8,000円等を補助しなさいよというようなことの予算でございます。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

これは保育士ということですが、認可保育園と、あと届け出保育園があると思うのですが、こちらは両方とも該当するのでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

認可保育園だけでございます。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。

予算書では93ページ並びに95ページにかかわる件で質問いたします。

小児医療費助成事業費、5,100何がしが予算計上されております。その中で、開成町から県への施策要望に関する件が出されております。小児医療費助成制度改善及び国の助成制度の創設についてという関係、県と国に両方、要望を出しているところでございます。都道府県は補助メニュー、そういった格差、小児医療費助成制度についても格差が生じているということで、一般質問、その他でも申し上げたところでございます。今年度、小児医療費助成制度の町の拡充がなされていない、非常に残念に思うところでございます。

あわせまして所得制限について、0歳から2歳までは所得制限なし、3歳以上は所得制限ありというふうになっておりますけれども、私は、やはり所得制限を就学前、0にすべきではないかというふうに思っております。県に出している資料では所得制限の撤廃を要望するという形になっていきますから、町がやる場合についても所得制限は撤廃すべきに値すると、こういうふうに感じておりますけれども、ご意見を聞かせてください。

それから、次のもう1点の関係ですけれども、重点施策になっておりますけれども、95ページの放課後児童対策事業費。町民の保護者等からいろいろご意見を聞

いた中で、開成町においては3年生まで、25年度については延べ132名の方が利用されているということは説明を受けているわけですが、さらに拡充して4歳以上、こういったことについて検討がなされているのかどうか、あわせてお願いいたします。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。

まず、小児医療のほうでございますけれども、今、委員が言われたのは、県の補助メニューに、うちのほうで合わせている部分がある中で、開成町においては3歳児未満については県の補助メニューを超えて所得制限を撤廃してやっているわけでございますけれども、できたら県のほうも、そういう所得制限を撤廃して所得オーバーの部分も対応してもらいたいというような要望をしております。

開成町におきましては、例えば、25年度では昨年度の予算に比べますと約800万、扶助費の予算額をふやしているというような状況の中で、できたら県の補助メニューを、より多い金額を補助してほしい、あるいは、国におきましては、全国的な話でございまして、国の給付制度にしてほしいというようなことを言っている状況でございます。当初予算におきましては、就学前の部分上げる、あるいは所得制限を3歳児未満より上に上げるというような内容のことは出ておりませんが、そういう状況があるということでご了承願いたいというふうに思います。

次に、放課後児童対策の関係でございまして、これにつきましては、今、大きな制度改革も進むというようなことで、その中で検討していくというようなことでございまして、以前からの要望等でも4年生以上に延ばしてほしいというようなことはございますので、今後も、そこら辺の意見をしっかり聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほどの小児医療の関係でございまして、医療につきましては、本質的ならば、全国一律でというのが本来的には基本であろうと、そのように考えてございます。ですから、こういったものにつきましては、国、県等、広域の中で本来的には対処すべきものというのが従来の開成町の基本的な考えであります。そういったことを考えた上で、制度的なものの見直しをということで県、国には要望をつないでいる、そういったところでご了承いただきたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○ 2 番（高橋久志）

2 番、高橋です。

所得制限の話をしていただきましたけれども、25 年度において町の所得制限に係る人員と、金額的にはどのぐらいになるか推定しているのでしょうか。していただきましたら教えていただきたい。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

24 年度の実績をもとに、その給付費の実績をもとに推計をしておるわけですが、いまいち、今現在、ちょっと手元に正確な数字がございませんので、後ほどにさせていただきます。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございませんか。

前田委員。

○ 5 番（前田せつよ）

5 番、前田でございます。

予算書のページは 103 ページになります。4 款衛生費です。予算書 103 ページのちょうど中央部分でございますが、高齢者肺炎球菌接種費補助の件です。

説明書のほうは 29 ページの上から 2 枠目のところに書いてございますが、新規事業として高齢者肺炎球菌ワクチンの一部補助を実施するというような形で、大変有効な事業だということで喜んでおるところでございますが、75 歳以上を対象に 500 人を見込んでいるということで課長からご説明があったわけですが、この点、500 人という数字を目算した中で、例えば、その中には所得制限関係なくという形で 500 人を想定した形の予算づけなのかどうかということが 1 点と、あとは、新規事業になりますので、住民の方にどのような形で周知徹底するようなお考えがごありますか、2 点についてご質問申し上げます。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（田中美津子）

ご質問ありがとうございます。お答えします。

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、予算の段階で 75 歳以上ということで、人口約 1,400 人を想定いたしまして、現在、松田町さんとか中井町さん、あと、ほかの市町村が実施しております実施状況、あるいは、今、ワクチンの会社等からワクチンの出具合等を確認いたしまして、おおよその人数をその 35% と想定いたしまして 500 人ということで新規事業として 25 年度予算を計上させていただきました。この人数につきましては、所得制限等関係なく、一律、人口で割り出しました。補助といたしましては、基本的には 75 歳以上を対象に行う、プラス 65 歳以上の障がい者ということで、内部疾患、人工透析あるいは心疾患、肝疾患、免

疫等の重傷な障がいのある方につきましては相当リスクが高いということで、そういう方は対象にしていきたいと考えた中で500人を見込んでおります。

PRにつきましては、これから「暮らしのガイド」ということで、今、町の自治活動応援課のほうの主担当になりまして、町の町民に対して暮らしについての基本的な情報について、まとめさせていただいている中でも載せさせていただいているのと、あわせまして、これからお知らせ版、広報等、あとは75歳以上の高齢者ということで老人クラブ連合会等に連絡をさせていただいて、漏れがないようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

詳しい説明、ありがとうございました。おおむね金額ベースとして幾らというような具体的な数字をお示し願えればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

一応、委託料を8,000円で見えておりまして、自己負担3,000円で5,000円を公費負担ということで考えています。500人ですので、全部で250万円という計上になります。

○委員長（鈴木庄市）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

先ほどPR、周知の仕方も細々ご説明がありましたけれども、何分にも高齢者になりますと紙ベースでいろいろな情報を得るということが年齢的にも苦手なことがございますので、ほかの課とタイアップした形でのPRも、もちろんですけども、口頭でいろいろな形で、自治会に出向いてですとか、また高齢者の方が町民センター、町役場に来られる機会を想定した中で広く周知をしていただきたく、期待をしたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。

関連になるかと思うのですが、感染症対策事業費、この中の個別接種委託料、5,260万円あるのですが、この辺について、子どもから高齢者までということなのですが、特に、25年度から定期接種になった子宮頸がん予防とか、あと4種混合、これらについてのメリットもあるのですがリスクもあると思うのですが、リスクに

についての説明というのは、どの程度されているのか、その辺をお伺いいたします。
なければならないで結構です。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（田中美津子）

お答えいたします。

現在、予防接種につきましては、乳幼児、お子さん、子宮頸がんの思春期のあたりにつきましても、全て個別接種になっております。足柄上医師会、小田原医師会の会員ということで、この圏域についての加入医療機関について協力いただいているわけなのですけれども、随時、医療機関には副反応報告ということと、あと、ワクチンにつきましては100%安全ということはありませんということも考慮いたしまして、ワクチンの説明。あるいは、副反応ということで、こういうことが想定されるということで、ワクチンについての説明も医療機関のほうにお渡しいたしまして、接種する際には必ず保護者の方に読んでいただきまして、万が一、接種後の発熱、あるいは局所のしこりとか炎症等、あとは、まれにあるのですけれども、重篤な反応がありました際には速やかに接種した医療機関及び市町村のほうに相談してくださいということで説明していただくように、医療機関のほうに周知しております。

また、広報、回覧のほうでも、随時、予防接種については説明していくのですけれども、乳幼児の集団健診の中でも予防接種につきましては周知しております。副反応については、これから25年度、法の改正もありまして、それについての改正のところもあるので、さらに医療機関と連携しながらPRも、必要な方については速やかに適切な処理をしていくようにPRしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

報道等でご存じかもしれないのですが、子宮頸がんワクチンで重い副反応が出たという報道が一部メディアでなされたようです。これは、女子中学生の方が、3回接種するうちの2回接種したところ、歩行障がい等の重い症状が出て1年3カ月にわたり通学できない状況になったと。これは東京の杉並の事例なので、無料接種を行った杉並区では接種の副反応と認め補償する方針だということで、この場合、うちの場合でも、もし、こういう事例があった場合には町が補償をする機関になるのかどうか、その辺の確認をさせていただきたい。

また、これは、もっと新しい例なのですが、4種混合ワクチンで初の死亡例というメディアの報道もあったと思います。これは、メディア的には今日になるのかな、昨日の夜、配信されていますので、今日なのかもしれないですね、4種混合ワクチンの接種者で初の死亡例が医療機関から寄せられたことが明らかになったと。これ

は生後6カ月未満の男の子で、同日、厚労省は検討会に報告するとともに、現在では、まだ因果関係を調べているということなのであります。この4種混合、従来のジフテリア、百日ぜき、破傷風を防ぐ3種混合ワクチンに小児まひを防ぐ不活化ポリオワクチンをまぜてやっているのが4種混合だということなのでありますが、昨年11月から定期接種の対象となり、生後3カ月から90カ月、7歳6カ月の間に4回を接種すると。

たまたま、この男の子は、4種混合に加えロタ、小児用肺炎球菌、ヒブの計4種類のワクチンを同時接種したということで、4種混合プラスほかの4種類のワクチンを同時接種していいのかどうかかわからないのですが、こういう事例等は随時把握できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それと、あと、万が一の場合には町が補償すべき対象機関になるのかどうか、その辺の確認もさせてください。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。

まず、子宮頸がんワクチンの重症化で通学不能になったという事例、あと4種混合で死亡例が出たということで、私も昨日、報道を見ましたけれども、昨日、国のほうで専門家会議がございまして、その中で、やはり検討課題ということで会議の中で話し合いが持たれました。その結果の報告書の中で一部を見てみますと、予防接種との関連性という部分では余り判断できないということで、現段階で重篤な懸念は認められないというような形で、因果関係については、はっきりとした結論は出していなくて、今の時点では安全性はまだ確保できるというような、そういう議論になっているということで報告を拝見させていただいております。

予防接種をすることによって副反応ということは、病気を予防する上で100%安全かと言われれば、そうではない部分が多々あると思いますけれども、任意接種の場合には、全国町村会総合賠償補償保険予防接種事業ということで、その中の賠償保険、あるいは独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度ということで、任意接種の場合につきましては、こちらの制度の中で救済というような形で対応ができます。子宮頸がんについては3月までは任意接種の扱いですので、もし万が一、何か、ないことを祈りたいと思いますけれども、ある場合は、この中で適用させていくということになります。

また、定期接種の場合は国のきちんとした法律の中で救済制度というものが位置づけられておりますので、その中で見ていくというような形になります。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

今の話ですと、今年3月までは任意接種と。4月からは公的な接種になりますの

で、これはもう国のほうで対応していただくというふうに判断します。

ちなみに、子宮頸がんの副反応、通常は副作用だと思っていたのですが、こういうワクチンによる病状が出るということで副反応というような表現をしているのですが、これはサーバリックスの副反応と診断して保健所に報告されています。実は、この女の子、1年3カ月たって通学ができない状態だったのですが、今年の1月に通学ができるようになったということで、若干はよくなったのですが、ただ、まだ計算等ができない症状が残っているということで、かなり重たいのかなというふうに思います。

ただ、リスクを余り強調していますと、昨年8月時点で全国で接種した方は66万3,000人、そのうちの956人に副反応が起きているということであり、ます。その中でも軽い湿疹というものが多いのですが、まれに四肢の運動能力の低下、歩行不能などの未回復の例もあるということで、ちなみにインフルエンザの副反応の発生率に比べて、こちらの子宮頸がんワクチンは10倍だということなので、その辺、承知しながら適切なご指導を願いたいと思います。

それと、あと、今年から始まるのですか、4種混合につきましては、やはり、これも、今、課長が言ったように、検討会では現段階で重大な懸念は認められないということで、まだ因果関係を調べている段階なのです。ただ、このほかに検討会に昨年10月から今月の7日までにヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンで6例の死亡が報告されていると、うち4例が同時接種だったということもありますので、同時接種についても、できるだけ気を使っていただいて、情報収集して受診者の方に適切なご指導をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

母子保健事業費、説明資料では28、29ページの上段から3項目に当たります。

母子保健法の改正がなされまして、新規事業になるかと思えますけれども、平成25年度より未熟児の関係、こういった対応についての予算計上がなされているわけでございます。二つ、この中で質問いたしますけれども、訪問指導とかという形が入っておりますが、これは規則とか、あるいは要綱等、保険法の改正に伴って、これに位置づけをした形で訪問をやっていくのか。それから、自己負担というものは説明ではちょっと把握できないのですけれども、自己負担は発生しないという形で訪問しながら医療費の助成関係をする、このように理解していいのかどうか、お願いします。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。

母子保健法の改正がございまして、未熟児の訪問指導ということで、第19条のほうに市町村が未熟児に対して訪問指導をしなければならないということで改正になってございます。また、20条で養育医療ということで、市町村が責任を持って費用の支給をするということに決まっております、それに基づいて訪問及び給付事業を展開していくという形になります。養育医療につきましては4分の3補助が見込めるわけなのですが、自己負担も一応、位置づけられてはいるのですが、小児医療のほうで自己負担が賄われるという形になりますので、最終的には負担はないということです。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

ちょっと答弁いただかなかったかもしれませんので。こういった保険法の改正とか、いろいろ国とのかかわりで出てくるわけですが、町の要綱とか規則とか、内容によっては、きちんと内容を定めて、これに沿った形で事業を行うというふうに私は思っているのですが、この辺はどういうふうにしていくのでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

未熟児訪問については法律の改正になっておりますので、法律に基づいてということで訪問指導をさせていただきたいというふうに思っております。養育医療につきましては、養育医療の給付要綱というような形で要綱を定めて実施していきたいというふうに思っています。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

91ページの6番の自立支援給付事業費でお伺いたします。

これは、総合支援法に今度、変わったかなと思うのですが、障がい者総合支援法ですよね、変わっていますけれども、現在、開成町に第3期障がい福祉計画がありますが、総合支援法に変わったことによって、この計画との差異が発生するのかどうか、修正しなくてはいけない部分が出るのかどうか、お伺いたします。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

委員ご指摘のとおり、新しい法律という部分になりました。当然、法律ということで、少し内容が変わっていくというようなことがあろうかと思えます。大きなところでは、2月ごろに報道されていますけれども、障がい者の範囲に難病の患者を

新たに加えるのだというようなこと、あるいは、そのほかには重度訪問介護の対象の拡大、ここら辺が給付に影響があり得る改正だというふうに考えておりますが、実は、これについては25年度当初予算では見込んでおりません。それが、どのぐらいの影響があるかも分析がまだできておりません。ですから、そういう意味では障がい者計画の数量にも若干の影響は出るというふうに思っていますが、ただ、内容的には、今回の法律改正というのが、21年度の訴訟に国が負けた関係で21、22、23と既に見込んでの改正を大きくしておりますので、件数的にはそんなに多くないと考えておりますが、若干の影響はあると考えております。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

国のほうを見ますと、障がい福祉計画に定める事項の見直しをしなくてはならない項目というのがありますが、この中には地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えなさいよとか、あるいは医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加えなさいというふうに書いてありますけれども、この辺のところの町の計画のほうの見直しというのは、いつごろされるのですか。直さなくてはならない、直しなさいよということを国で述べていますけれども、こちらのほうの修正については、どうされますか。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

今、委員ご指摘は地域生活支援事業のことを言われましたけれども、確かに、国がちょっと地域生活支援事業の位置づけを、これは基本的には市町村の任意事業でございますけれども、それを、しっかり制度を国、県が支援をしていくという法律的位置づけがされたという部分が変わった点だと思います。あと、もう一つは地域移行支援の関係のご指摘だというふうに思いますが、いわゆる障がい者が、あるいは精神障がいの方が地域で就労等をしていくというような部分だと思います。それは把握しておりますが、それについての計画の変更をしろという部分の、今後、その通知が来るとしますので、基本的には、それに沿って対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

あわせて、ちょっと95ページのところでお伺いいたします。6番の次世代育成支援行動計画のところです。

これも新法だと思いますが、ここでは予算は4万4,000円しかとっておりませんが、今後、準備事業として、どこまで進められるのか。子ども・子育て三法に

係ることではないかと思うのですけれども、金額的に非常に少ないのですけれども、
どういう準備をどこまでされるのか、お伺いいたします。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ただいまの質問にお答えします。

今、委員ご指摘のとおり、国のほうから、ある意味、国もぎりぎりの泥縄式でやっている部分もあるのですけれども、内容的には25年度に国の子ども・子育て会議というのが行われて明確なことが出てくるというようなことですが、実は、もう既に国の指示としてアンケート調査を今年度中にすること、あるいは市町村版の子ども・子育て会議を構築しなさいよと、それは条例設置をしなさいよというような指示が来ております。ただ、そこら辺の内容がまだ明確になってございませんので、実は、予算の査定段階でも、また県内の市町村を見ましても、一部、アンケート金額を当初予算に入れているところもございます。当初予算に入れたのが約3分の1ぐらいで、あとのところは6月補正とか9月補正とか。国のほうからは、25年度のできるだけ早い時期に市町村の子ども・子育て会議を設置しなさいよと。基本的には、次世代の今の地域運営協議会の少し変わっていくバージョンというようなことで、拡大バージョンみたいに思っておりますけれども、今、町のほうでは、そういう体制のつくりを25年度で検討して議会にお諮りする、それに関する経費についても補正対応するというような考え方でございます。

○委員長（鈴木庄市）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今の子ども・子育て会議に関連した部分でありますけれども、課長が申しましたように27年度から変わるということで、イメージ的には、先ほどもちょっと申しましたとおり、全体的なアンケートを行った中で、子ども・子育てに関する給付と
いのですか、需要というのですか、そういったものがどのくらいあるのかとか、そういったものを25年度中に把握していつて今後の対応につなげていくと、そのような方向で一応は進んでいるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

まだ、あと2年、27年からですから2年あると思うのですが、その間でも情報が入りましたら、またお知らせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

井上委員。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。

福祉関係の制度そのものについては、理解するのに四苦八苦しているところですが、何点か、ちょっと確認と教えていただきたいということでお願いしたいと思います。

1 点は福祉会館の件なのですが、会館のほうには補助金という形と指定管理を含めた管理料という二本立てで本体のほうから出されているというふうに思いますけれども、その中の社会福祉協議会への補助金の中で運営費、職員人件費、それと地域福祉推進事業補助という形で出されているのですが、この中で職員の人件費については、包括、介護を除いて3, 185万3, 000円が10分の10という形で本体のほうに出されているわけなのですが、地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会のほうで業務委託したということで、この辺の人件費というか、それは介護保険事業特別会計へ一度出して、それから出されているのかどうか。

その辺と、あと、中では地域福祉推進事業補助という形で補助金の中に入っているのですが、それは当然、各自治会で福祉活動をしていますので、そこに福祉協議会のほうから出されているのではないかなと思うのですが、この辺の金額が159万8, 000円、本体から出されていますけれども、この辺については、各自治会というか、そこに全額出す義務づけがされているのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご答弁いたします。

ちょっと、うちのほうの説明不足があったかと思いますが、若干整理しながらお話ししますと、社会福祉協議会では、今、ご指摘のとおり、地域包括支援センター等、または指定管理がございますが、当然、例えば、福祉会館の指定管理、これは指定管理料の中に、その職員の0.5人分というようなことで入ってございしますので、その分はここの地域福祉推進費の人件費補助からは外されていると。同じく地域包括支援センター分につきましても、やはり、そちらのほうで人件費も含めた経費を見ておりますから、そこからは職員が包括に当たっている分は減らされているというようなことで、全体的に言いますと、社会福祉協議会は7名の正職員がいますけれども、そのうちの3.7人分をここの地域福祉推進事業費で見ているというふうに、まず、そこはそうようにご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、もう一つの委員ご指摘のあれは、地域福祉推進事業費補助159万8, 000円の件でございますが、この内容につきましては、例えば、社協の実施している福祉移送サービス、軽度生活支援事業、あるいは総合生活相談というそれぞれの事業、また、ちょっと別の観点からいきますと敬老会、ふれあい交流会、自治会という部分でいきますと自治会福祉部連絡会という部分への、その中の一部の補助メニューが社協の事業でございまして、そのようなものに対して社協が負担してい

る費用の2分の1を町が補助するというような形での補助金となっております。
以上です。

○委員長（鈴木庄市）

井上委員。

○6番（井上宜久）

ありがとうございます。

それと、もう1点。久しく情報という形で聞いていないのですけれども、85ページに広域福祉センター運営事業費という形で189万5,000円出しているのですけれども、これは、5町ですか、共同運営しているひかりの里、ここへの運営事業費だと思うのですけれども、できましたら開成町からこの施設に入っている人員、その辺がわかりましたらちょっとお願いしたいなと思うのですけれども。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

広域福祉センターにおきましては、デイサービスと特別養護老人ホームというようなことだと思いますけれども、今現在、ちょっとつかんでおりませんので。調べることは可能な。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

福祉課と連携をしながら、広域福祉センターの幹事会というのに私が出席させていただいてはおります。介護の施設という意味合いで私が出席させていただいておりますけれども、ちょっと今、資料を持ってきていないので、後でお話しさせていただければと思います。

○委員長（鈴木庄市）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほど井上委員からお話があった社協の関係の人件費について、少し。やはり社協の人件費、町のほうが補助しているわけですが、当然、その中で、社協の給料関係とかは町と同じ規約の中で同等という形になっております。退職金についても同等という形になっています。そんな中で、今後、社協の職員が年齢を重ねた中で退職する中で、その辺が、では、果たして賄えるかというところが、町としては、その辺も関心を持っています。当然、町の職員は市町村職員退職手当組合に負担金を納めて運用しているわけですが、社協の場合は運用の仕方が独自でやっていますから、その辺が将来的に足りるのかどうか。いざ退職するときになって、「いや、足りなかったから、これだけ補助してください」という話になってしまっても、それはまずいわけでありますから、今後、新年度から、町のほうで、これは当然、福祉課だけだと無理なので総務課関係が絡んだ中で、委員会なり検討会を立

ち上げた中で精査といいますか、その辺の検討をしていきたいと、そのように考えております。

○委員長（鈴木庄市）

井上委員。

○6番（井上宜久）

ありがとうございます。今、各地域に福祉施設というのがいろいろな形でオープンしているのですが、広域福祉センターが意外と評判がいいというか、「入りたいと言っても、なかなか入れないんだよ」なんていうような声も聞くのですが、一時は、この辺の施設をふやしますよというような話を聞いていたときもあるのですが、そういった一つの動きが現在あるのかどうか、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。

足柄広域福祉センターができたときには、まだ介護保険法が導入される前で、この近辺、上郡の中に特別養護老人ホームということで、介護の施設がないということで、5町共同して設立したという経過がございます。それからかなり年数もたっている中で、あと介護保険法というのが平成12年度にできまして、もう10年たって、いろいろ地域の中で施設が出てきたというところで、社会を取り巻く状況がかなり変化してきています。その中で、足柄広域福祉センターというところで、そのあり方というところで、何年か前にも一度、話し合いをした中で、その中で少し増床をというような声がちらっと出ていたのかなというところの、多分、お耳にされたのかなというふうに思っておりますけれども。

今現在も、今年度、やはり周りの状況が変わってきたというところで、今後、広域福祉センターをどういうふうに運営していったらいいかというところで、5町の課長が集まって相談をした中で、運営協議会は町長がなっていますので、町長の打ち合わせの下打ち合わせという形で課長が相談をしたものを上に上げていくような形で今後の方向性等を今、練っている段階ではございます。結論的なところは、まだ結論が出ておりませんが、動きとしては今現在、検討中であるというところでお答えさせていただければというふうに思います。

あと、5町共同で補助金を出し合いながら設立している施設というところで、5町の入所者については一応、優先をされるというところと、枠組みが5町がばらつきがないようにというところで、そこで優先順位を検討しながら順位を決めているというところもございまして、順番に入っているという状況です。

先ほど、1月の利用状況ということで、ひかりの里ということで特別養護老人ホームに入っている人は、今、9名いらっしゃいます。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。

89 ページです。下から 2 番目の 2 で重度障がい者医療費助成事業費ということ
で、これは 4 月 1 日から一部改正になるということで、たしか 85 万 8,000 円
ぐらいの減額を去年からされているわけですが、説明資料の中では、精神障がい者
保健福祉手帳 1 級で入院を除き新規給付対象とか、65 歳以上で新たに重度障がい
者になった方を対象外とかと書いてありますが、ちょっとよく読み取れないもので
すから、変更になった部分を簡単に、もう一回、ご説明願いたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

まず、25 年度の改正の内容につきましては、今までは身体と知的だったのに加え
て精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者を対象にしようと、ただ、医療費の対象
は通院のみとしようと、これは 4 月 1 日から導入をされます。次に、65 歳新規と
いう、そう言っておりますが、65 歳以上になって身体障がい者手帳ですと 1 級、
2 級等に新たになった場合、そういう方は対象としませんよと。ただ、ここには経
過措置がございまして、既に今年度までにおいて 65 歳以後に 1 級、2 級になって
対象になっている人は、経過措置として、そのまま対象としますよと。新たに、こ
の 4 月 1 日以降、1 級、2 級になった人は入れませんよと。あと、所得制限につ
きましては、所得オーバー者が去年の 10 月 1 日時点では 5 名いらっしゃいますけ
ども、その方について、また同じような所得状況の場合は今年度の 10 月 1 日か
ら対象とならなくなりますよというような変更をしております。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（鈴木庄市）

ないようですので、以上で保健福祉部の質疑を…。

すみません。答弁漏れをお願いします。

○福祉課主幹（湯山喜美子）

福祉課、湯山です。

先ほど、高橋委員のほうの答弁の中で小児医療費の所得制限の関係でございま
すが、町負担の方で 0 歳から 2 歳の方については 11 名の方が該当されております。
3 歳から 6 歳の方については、25 名の対象になっております。所得オーバーで医
療証を発行していない方が 25 名で、先ほどの 0 歳から 2 歳については、所得オー
バーですが町のほうで補助をさせていただいております。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

以上で保健福祉部の質疑は終了いたします。

ちょっと、お諮りをいたします。これで休憩をとっていくと5時間際になりますけれども、引き続きやりますか、それとも明日に移しますか。引き続きやりますか。明日に移すということに賛成の方、ちょっと挙手を願います。

（挙 手 少 数）

○委員長（鈴木庄市）

では、引き続きやるということで。暫時休憩をしないと、職員がかわらなくてはいけないので。暫時休憩を入れますから5時間際になりますけれども、引き続きやるほうに賛成の方は手を挙げてください。

（挙 手 多 数）

○委員長（鈴木庄市）

では、多数で、ちょっと休憩をとってやります。

それでは、55分に再開をいたします。

午後4時45分